

令和6年8月2日
(地域保健課扱い：E)

各郡市医師会長 殿

鹿児島県医師会
会長 牧角寛郎
(公印省略)

重度心身障害者医療費助成制度の制度変更に係る保険医療機関向け
質疑応答集の送付について（依頼）

標記の件につきまして、鹿児島県保健福祉部障害福祉課長より別添の通り周知依頼がありました。

鹿児島県の重度心身障害者医療費助成制度は、令和6年7月診療分から自動償還払い方式が導入されました。このことについては、令和6年5月28日付け事務連絡文書等でご連絡したところです。

本件は、自動償還払い方式の導入に伴い、保険医療機関から鹿児島県に寄せられた質問を取りまとめ、質疑応答集が作成されたことについて周知を依頼するものです。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

※本件は、pdf ファイルにて送付いたします。

重度心身障害者医療費助成制度の制度変更に係る 保険医療機関向け質疑応答集のご送付

本県の重度心身障害者医療費助成制度は、令和6年7月診療分から「自動償還払い方式」を導入しました。

「自動償還払い方式」の導入にあたっては、保険医療機関の皆様を受給者の受診に係る情報を鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に報告していただく等の事務をお願いすることになります。

このたび、制度変更にあたり、保健医療機関の皆様から多数寄せられた質問を質疑応答集としてとりまとめましたので、送付いたします。国保連への報告事務等の参考として御活用ください。

記

1 送付資料

重度心身障害者医療費助成制度 保険医療機関向けQ & A集

- ※ Q & A集は、以下の県ホームページに掲載しています。
- ※ 「鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度の手引き」については、県ホームページに最新版を掲載しています。併せて御確認ください。

2 ホームページ掲載先

国保連への報告データの作成・提出方法等については、以下の国保連及び県ホームページをご参照ください。

(1) 国保連ホームページ

【保険医療機関・薬局の皆様はこちら】

国保連ホームページ > 保険医療機関・薬局の皆様へ >
重度心身障害者医療費助成事業関係

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

【療養費施術機関の皆様はこちら】

国保連ホームページ > 療養費施術機関の皆様へ >
重度心身障害者医療費助成事業関係

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

(2) 県ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 >
障害福祉全般 >

重度心身障害者医療費助成制度の制度変更（自動償還払い）について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/jushin-seidokaisei/jushinhenkou.html>

3 問合せ先

(1) 国保連への報告データの作成・提出方法等について

鹿児島県国民健康保険団体連合会 審査管理課療養費係
TEL : 099-206-1086

(2) 受給資格者証の記載内容など制度の具体的な内容について

各市町村重度心身障害者医療費助成制度担当課にお問い合わせ
してください（Q & A 集及び県ホームページに市町村の窓口一覧
を掲載しています。）。

(3) その他制度全般の内容について

鹿児島県保健福祉部障害福祉課
TEL : 099-286-2744

鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度
(自動償還払い方式)
保険医療機関等向けQ & A 集

令和6年7月30日
鹿児島県保健福祉部障害福祉課

目 次

1	本書の目的	2
2	Q & A 集	
問 1	自動償還払い方式について質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。	3
問 2	新たに発行された受給資格者証の記載内容について質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。	3
問 3	自動償還払い方式における国保連への報告データの書き方や提出方法について質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。	4
問 4	国保連が提供している「重度心身障害者医療費入力システム」のダウンロードは有料ですか。	4
問 5	重度心身障害者医療費入力システムについて質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。	5
問 6	自動償還払い方式における国保連への報告データ様式はどこから取得すればよいですか。	5
問 7	受給者が保険医療機関等の窓口で受給資格者証を提示した場合、窓口での自己負担額の支払いはなくなりますか。	6
問 8	自動償還払い移行後は、これまでの申請方法（償還払い方式）では申請できなくなるのですか。	6
問 9	自己負担額の未収金がある場合は、どのように対応したらよいですか。	6
問 10	国保連に受診データを報告するにあたり、事前に国保連への申請手続き等を行う必要がありますか。	6
問 11	令和 6 年 6 月診療分以前の受診データは、どのように取り扱えばよいですか。	7
問 12	月に 1 回も保険医療機関等の窓口で受給資格者証の提示がない場合は、自動償還払いの対象外として取り扱ってよいですか。	7
問 13	受給者や受給者の家族等が自動償還払いを拒否した場合は、どのようにすればよいですか。	7
3	各市町村問い合わせ先	8

1 本書の目的

本県の重度心身障害者医療費助成制度は、令和6年7月診療分から自動償還払い方式を導入しました。

自動償還払い導入後は、保険医療機関等において、受給者の診療データを鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に報告していただく必要があります。

本書は、制度変更前後に保険医療機関等から多く寄せられた質問を、Q & A形式で掲載していますので、保険医療機関等における事務手続きの参考資料として御活用ください。

※ 制度変更の詳細については、以下のホームページに記載している「鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度の手引き」を参照ください。

【県ホームページ】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/jushin-seidokaisei/jushinhenkou.html>

2 Q&A集

問1 自動償還払い方式について質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。

答)

- (1) 自動償還払いによる申請の方法や提出書類について
鹿児島県国民健康保険団体連合会 審査管理課療養費係
電話：099-206-1086
- (2) 受給資格者証や受給者の状況等の確認について
各市町村重度心身障害者医療費助成事業担当窓口
(巻末(P8)に一覧表を記載)
- (3) その他制度変更の内容について
鹿児島県保健福祉部障害福祉課
電話：099-286-2744

問2 新たに発行された受給資格者証の記載内容について質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。

答) 受給資格者証は、各市町村が発行しています。各市町村の重度心身障害者医療費助成事業担当窓口にお問い合わせください。
※巻末(P8)に一覧表を記載しています。

問3 自動償還払い方式における国保連への報告データの書き方や提出方法について質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。

答) 以下の国保連ホームページに国保連への報告データの書き方や提出方法等を記載しています。ホームページを御覧の上で書き方や提出方法等について不明点がある場合は、国保連審査管理課療養費係（099-206-1086）にお問い合わせください。

○ 国保連ホームページ

【↓保険医療機関等・薬局の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

【↓療養費施術機関の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

問4 国保連が提供している「重度心身障害者医療費入力システム」のダウンロードは有料ですか。

答) 無料です。以下の国保連ホームページからダウンロードしてください。

○ 国保連ホームページ

【↓保険医療機関等・薬局の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

【↓療養費施術機関の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

問5 重度心身障害者医療費入力システムについて質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。

答) 以下の国保連ホームページに「重度心身障害者医療費入力システム操作手順書」を掲載しています。手順書を御覧の上でシステムの操作やダウンロード方法等について不明点がある場合は、国保連審査管理課療養費係（099-206-1086）にお問い合わせください。

○ 国保連ホームページ

【↓保険医療機関等・薬局の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

【↓療養費施術機関の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

問6 自動償還払い方式における国保連への報告データ様式はどこから取得すればよいですか。

答) 以下の国保連ホームページから取得してください。

○ 国保連ホームページ

【↓保険医療機関等・薬局の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

【↓療養費施術機関の皆様はこちら↓】

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

問7 受給者が保険医療機関等の窓口で受給資格者証を提示した場合、窓口での自己負担額の支払いはなくなりますか。

答) なりません。制度変更以前と同様、保険医療機関等窓口での自己負担額の支払いは必要となります。

問8 自動償還払い移行後は、これまでの申請方法（償還払い方式）では申請できなくなるのですか。

答) 保険医療機関等の窓口で受給資格者証の提示が月に1回もない場合や、県外の保険医療機関等を受診した場合など、自動償還払い方式の対象とならない場合があることから、これまでの申請方法（償還払い方式）は継続しますが、受給資格者証の提示があった場合など、自動償還払い方式による報告が可能なものは、自動償還払いでの取扱いとなるよう御協力をお願いいたします。

問9 自己負担額の未収金がある場合は、どのように対応したらよいですか。

答) 受給者が実際に支払った額を助成する制度になりますので、国保連への報告日時時点で自己負担額に未払いがある場合は、全額の支払いが完了した後に月遅れ分として報告してください。

問10 国保連に受診データを報告するにあたり、事前に国保連への申請手続き等を行う必要がありますか。

答) 申請手続き等は不要です。毎月10日までに国保連に受診データを報告いただきますようお願いいたします。

問 11 令和6年6月以前の診療に係る受診データは、どのように取り扱えばよいですか。

答) 令和6年6月以前の診療については自動償還払い方式の対象外となりますので、従来の申請方法（償還払い方式）にて対応してください。

問 12 月に1回も保険医療機関等の窓口で受給資格者証の提示がない場合は、自動償還払いの対象外として取り扱ってよいですか。

答) 月に1回も受給者証の提示がない場合は、原則自動償還払い方式の対象外となります。

※ 転居等により、受給者情報が有効期限の途中で変更される場合があるため、必ず毎月の確認をお願いします。

問 13 受給者や受給者の家族等が自動償還払いを拒否した場合は、どのようにすればよいですか。

答) 今回の制度変更は、受給者の負担を軽減することが目的ですので、すべての受給者の方が自動償還払い方式に移行していただくことが前提ですが、受給者等が拒否した場合は、報告データに含めない対応も可能です。

なお、このような対応を行う場合は、受給者の方に、医療費助成を受けるためには、従来通り市町村の窓口で申請に行く必要がある旨をお伝えください。

重度心身障害者医療費助成制度 市町村担当課一覧

市町村名	担当課名	電話番号
鹿児島市	障害福祉課	099-216-1273
鹿屋市	福祉政策課	0994-45-4726
枕崎市	福祉課	0993-73-5612
阿久根市	福祉課	0996-73-1240
出水市	福祉課	0996-63-4045
指宿市	地域福祉課	0993-22-2111
西之表市	福祉事務所	0997-22-1266
垂水市	福祉課	0994-32-1115
薩摩川内市	障害福祉課	0996-23-5111
日置市	福祉課	099-248-9416
曾於市	福祉介護課	0986-76-8807
霧島市	障害福祉課	0995-64-0855
いちき串木野市	福祉課	0996-33-5652
南さつま市	福祉課	0993-76-1537
志布志市	福祉課	099-474-1111
奄美市	福祉政策課	0997-69-3025
南九州市	福祉健康課	0993-56-1111
伊佐市	福祉課	0995-23-1330
始良市	長寿・障害福祉課	0995-55-8140
三島村	民生課	099-222-3141
十島村	住民課	099-222-2101
さつま町	ほけん福祉課	0996-24-8930
長島町	福祉事務所	0996-86-1146
湧水町	長寿福祉課	0995-74-3111
大崎町	保健福祉課	099-476-1111
東串良町	福祉課	0994-63-3103
錦江町	介護福祉課	0994-22-3042
南大隅町	介護福祉課	0994-24-3126
肝付町	福祉課	0994-65-8413
中種子町	地域福祉課	0997-27-1111
南種子町	福祉事務所	0997-26-1111
屋久島町	福祉支援課	0997-43-5900
大和村	保健福祉課	0997-57-2218
宇検村	保健福祉課	0997-67-2212
瀬戸内町	保健福祉課	0997-72-1068
龍郷町	保健福祉課	0997-69-4514
喜界町	保健福祉課	0997-65-3685
徳之島町	介護福祉課	0997-82-1115
天城町	長寿子育て課	0997-85-4114
伊仙町	地域福祉課	0997-86-3115
和泊町	保健福祉課	0997-84-3517
知名町	保健福祉課	0997-84-3153
与論町	健康長寿課	0997-97-4992